

行政の焦点



その後、年々相談件数は増加し、平成18年には、1万件を超える、10,841件となりました。

内訳は、労働者からの相談が6,620件と設

置当初の4倍近くとなり、使用者側からの相談も3,416件と倍増しました。

相談内容は、法令・制度に係る相談が半数程度の5,216件にとどまり、他は労働者や会社側

相談件数も10,301件と1万件を超えました。一方、使用者側からの相談も急増し、6,675件と倍増しました。

相談内容は、法令・制度に係る相談が12,216件と大きく増加し、

労働条件に係る相談が16,954件と9割以上を占めました。

理由としては、平成20年夏までは、経済状況も好況で、雇用状況も比較的安定した状況であります。

不況とも言われ、各企業で激しい人材整理が行われ、「派遣切り」、「雇い止め」、「労働条件の

切り下げ」など社会的な問題ともなり、それまで良好であった労使関係に大きな影を残した結果だと思われます。

その後、平成20年秋から厳しい不況にみまわれ、労働環境は大きく悪化し、トラブルが増加したことなどによるものと思われます。

一方、企業も労働問題に慎重となり、現在の労働条件や変更しようとする労働条件を慎重に検討するため、多数の方が相談に来られました。

「総合労働相談コーナー」は、労働者のみの相談の窓口と誤解される方もいますが、会社の方も十分に活用されています。

まだ、ご活用されたこのない方におかれましては、会社からの種々の労働相談に対応しておりますので、労使間で大きなトラブルとならないよう、是非ご活用して下さ

り、企業にとりましても、一定の役割を担うことができたかと思います。

当時の相談内容は、法令・制度に係る相談が16,954件と9割以上を占めおりました。

理由としては、平成20年秋から翌年3月までの間、当時、百年に一度の

不況とも言われ、各企業で激しい人材整理が行われ、「派遣切り」、「雇い止め」、「労働条件の

切り下げ」など社会的な問題ともなり、それまで良好であった労使関係に大きな影を残した結果だと思われます。

同コーナーが、労働者古屋北総合労働相談コーナー」が設置され、総合労働相談員が配置されることとなり、8年が経過しましたが、その間、経済状況と労働環境は大きく変わりました。

設置当初の平成14年度の相談件数は、3,416件で、そのうち、労働者からの相談は1,785件、経営者や会社担当者からの相談は1,452件、立場が明らかでなかった方からの相談が174件でした。

同コーナーが、労働者